



# 交通安全だより

令和3年

No.3

## 秋の全国交通安全運動

思いやる やさしい心で 走る三重 ～気持ち良い 運転マナーの <sup>うま</sup>美し国～

とき：9月21日(火)から9月30日(木)までの10日間

- なにをするの：
- 1 歩行者を交通事故から守ろう(特に子どもや高齢者)
  - 2 ドライバーの安全運転意識を高めよう
  - 3 自転車に乗るときも交通ルールを守ろう
  - 4 悪質・危険な運転はやめよう(飲酒運転・あおり運転)

### どうすればいいの

#### ☆ ドライバーは

- ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう
- ・ 交差点や通園・通学路では、スピードを落としましょう
- ・ 特に交差点では、しっかりと安全確認をしましょう
- ・ 横断歩道では、歩行者・自転車の安全を優先しましょう
- ・ 全席でシートベルト・チャイルドシートをさせましょう
- ・ スマートフォン等は使用せず運転に集中しましょう
- ・ 「飲酒運転」や「あおり運転」は絶対にやめましょう
- ・ 夕暮れは早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを活用しましょう



#### ☆ 歩行者は

- ・ 道路を横断する場合は、横断歩道を渡りましょう
- ・ 信号機のある交差点では、必ず信号を守りましょう
- ・ 信号機のない横断歩道を渡る場合は、大きく手を上げて合図しましょう
- ・ 夕暮れ時や夜間、早朝に外出する場合は、明るい色の服装と反射材を身に着けましょう

#### ☆ 自転車に乗る人は

- ・ 自転車も「車両」です、必ず交通ルールを守りましょう(※)
- ・ ヘルメットと反射材用品を着用しましょう
- ・ 夕暮れ時や夜間、早朝の場合は、明るい色の服装で必ずライトを点けましょう
- ・ ブレーキ等の日常点検をし、定期的に点検整備を受けましょう(TSマーク)
- ・ 自転車の損害賠償責任保険に加入しましょう(3ページ～4ページ)

#### (※) 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

#### ☆ 家庭では

- ・ 子どもに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう
- ・ 子どもが自転車に乗車する場合は、必ずヘルメットを着用させましょう
- ・ 保護者は、子どもの自転車の日常点検をし、定期的に点検整備を受けましょう(TSマーク)
- ・ 保護者は、子どもの自転車の損害賠償責任保険に加入しましょう(3ページ～4ページ)



#### ☆ 職場や学校では

- ・ 始業時の朝礼等を活用して交通ルールの遵守と交通事故防止を呼び掛けましょう
- ・ 交通安全教養を実施して交通安全意識を高めましょう
- ・ 交差点や通園・通学路では、スピードを控えるよう指導しましょう
- ・ 業務で自転車を使用する場合は、自転車の損害賠償責任保険に加入しましょう(3ページ～4ページ)
- ・ 飲酒運転の未然防止対策やハンドルキーパー運動の推進に努めましょう

編集責任者：いなべ地区交通安全協会(いなべ市員弁町宇野320番地1 ☎・FAX 74-4646)

## 『優良運転者表彰』の授与について（お知らせ）

三重県では、長期にわたり安全運転に努め下記の資格要件を満たす方には、その功績を讃え、自己申請により下記写真の「優良運転者表彰」（30年、40年、50年）が授与されます。表彰を申請される方は、下記の受付期間内に表彰関係書類を受け取り、所定の手続きにより申請してください。

なお、令和4年（2022年）表彰対象者の方には、本年11月初旬に「郵便はがき」にて通知させていただく予定ですのでご承知ください。

### <資格要件>

- ① 三重県交通安全協会の会員
- ② 運転免許取得後、30年（40年、50年）以上、自己の責任による交通事故がない
- ③ 過去5年以内に交通違反がない（運転記録証明書が必要）
- ④ 過去5年以内に罰金以上の刑に処せられたことがない
- ⑤ 三重県に住所を有する

### <受付期間>

- 「表彰関係書類」の申込み及び「運転記録証明書」の申請

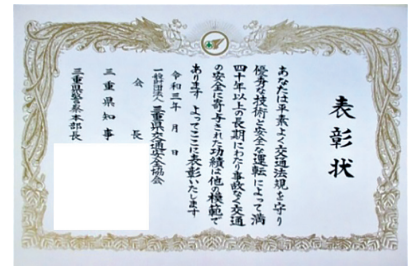
毎年11月1日から12月28日（土・日曜日の場合はその前日）

※ いなべ地区交通安全協会へ連絡して表彰関係書類を受け取り、自動車安全運転センター三重県事務所へ運転記録証明書を申請してください。運転記録証明書の申請には、手数料（670円＋振込手数料）が必要です。

- 表彰の申請

毎年11月1日から翌年1月31日（土・日曜日の場合はその前日）

※ 自動車安全運転センター三重県事務所から送付された運転記録証明書に「違反等の記載がないこと」（違反がある場合は申請できません。）を確認して、優良運転者表彰申込書に必要事項を記載、押印の上、運転記録証明書とともにいなべ地区交通安全協会へ提出してください。



### <令和4年（2022年）表彰対象者>

運転免許取得年月日が、表彰区分に応じた下表の期間に該当する方

表彰区分	運転免許取得年月日（二・小・原・他）
30年	平成3年1月1日～平成3年12月31日（これ以前に取得し受賞していない方も対象）
40年	昭和56年1月1日～昭和56年12月31日（同上）
50年	昭和46年1月1日～昭和46年12月31日（同上）

※ 詳細については、いなべ地区交通安全協会へお問い合わせください。

## 交通事故入院見舞金制度について（ご案内）

対象者	見舞金の金額	適用対象の交通事故	見舞金支払条件
三重県交通安全協会の会員	1事故につき 3万円	・自動車・自動二輪車を運転中若しくは同乗中の交通事故 ・原動機付自転車を運転中の交通事故 ・自転車乗用中及び歩行中の交通事故	左記の交通事故による傷害等の治療のため、20日以上継続して入院した場合

\* 詳細は、いなべ地区交通安全協会へお問い合わせいただくか、（一財）三重県交通安全協会 HP をご覧ください。

## いなべ地区交通安全協会の活動

- 園児に対する

交通安全教室



- 交通安全運動における

広報啓発活動



- カーブミラー清掃・

道路環境整備活動



- ハンドルキーパー運動

推進事業所の指定



当協会は、交通の安全と円滑を促進し、交通秩序の確立に寄与することを目的として、**通学路における登下校時の街頭指導を始め、各季の交通安全運動期間中の各種広報啓発活動のほか、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室など、地域に根ざした諸活動を展開しています。**

その活動は、**協会役員はもとより自治会地区委員の皆さんを始め、多くの企業の皆さんのボランティアによって支えられています。**また、園児及び小・中学生に対する交通安全用品の贈呈や、交通安全のぼり旗・ポスター・チラシ及び啓発物品の配布など**各種広報啓発活動に要する経費については、自治体（いなべ市並びに東員町）の助成のほか、運転者会員の皆さんや賛助会員企業の皆さんからのご支援を充当させていただいております。**

今後も、交通事故発生状況を踏まえつつ、交通安全意識の高揚と交通事故の抑止に向けて、警察や自治体及び地域の皆様と協力して、**顕示効果の高い各種広報啓発活動を展開してまいりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。**

# 三重県交通安全条例 が制定されました。

## 自動車等運転者の責務



## 歩行者の責務



## 自転車運転者の責務



## 自転車損害賠償 責任保険等への 加入義務化!

令和3年10月1日~

- 自転車運転者 (未成年者を除く)
- 保護者 (監護する未成年者が自転車を運転する場合)
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

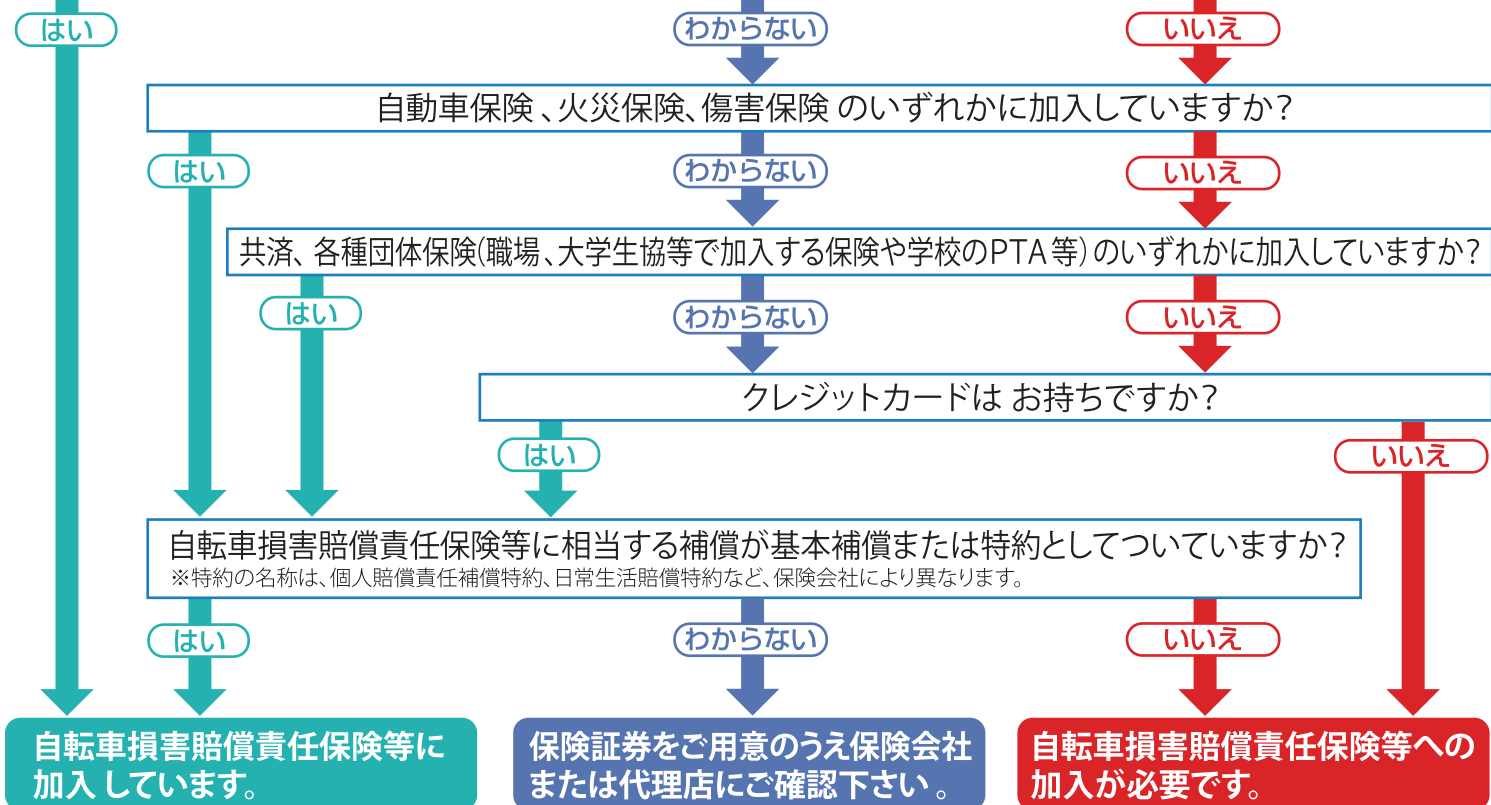


# 自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート

自転車損害賠償責任保険等の加入状況をチェックしてみましょう!

自転車運転中の事故により他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を賠償できる保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入していますか?

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(ただし、点検日から1年以内のものに限る)



## <自転車損害賠償責任保険等の主な種類>

### ■日常生活での賠償責任保険等(個人向け)

保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口の保険
共済		各種共済
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

### ■業務中での賠償責任保険等(事業者向け)

保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険(名称は施設所有者賠償責任保険等、保険会社によって異なる)	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

自転車損害賠償責任保険等への加入義務を含む詳細は

三重県交通安全条例

検索

